

平成31年2月6日

各医療機関の長 様

公益社団法人会津若松医師会

会長 矢吹孝志

(公印省略)

重度心身障がい者医療費助成にかかる請求方法の変更について

このことについて、会津若松市障がい者支援課より「令和2年4月診療分より福島県国民健康保険団体連合会への請求分」について、請求方法が変更となるとの通知がありました。

詳細につきましては、別紙をご確認願います。



会津若松医師会
会長 矢吹 孝志 様

会津若松市長 室井 照平



重度心身障がい者医療費助成にかかる請求方法の変更について

日頃より本市福祉行政にご協力賜り、心より御礼申し上げます。

さて、重度心身障がい者医療費助成制度につきましては、平成29年10月より窓口無料化が始まり、対象者は医療費の自己負担の支払いが不要となり、自己負担分については審査支払機関へ請求する方式へと変更になりました。

このたび、福島県国民健康保険団体連合会への請求分について、地方単独公費化の対応準備が完了しましたので、これまでの連記式明細書による請求から下記のとおり請求方法が変更となります。

つきましては、医療機関への周知について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

○変更後の請求方法

重度心身障がい者医療費受給者証に「現物」と記載されたものをお持ちの方については、医療費自己負担額を徴収せず、国保連請求分について公費負担者番号「82070020」を用いて、公費併用レセプトで請求していただきます。

○変更年月

令和2年4月診療分より

○国民健康保険高額療養費の対応について

これまで、国民健康保険で7,000点以上の請求については、国保連への請求時に高額療養費申請書の添付が必須でした。公費併用レセプト請求への切り替えにより、申請書添付が不要となることから、令和2年4月診療分以降は、申請書を市役所へ直接送付いただきたく、ご希望の医療機関へ返信用封筒を送付しますので、下記担当までご連絡をお願いいたします。ひとり親医療費助成の高額療養費申請書につきましても、同様のご対応をお願いいたします。

※令和2年4月以降も、従前の連記式明細書での請求も当面の間は可能です。

※令和2年3月診療分以前の月遅れ請求については、連記式明細書をお願いいたします。

※「償還」と記載された受給者証をお持ちの方は、償還払いとなりますので、これまで通り自己負担金を徴収して、助成申請書の対応となります。

担当：会津若松市障がい者支援課
給付グループ 古川 三浦

電話：0242-39-1241